

福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成30年6月20日（水） 午前10時00分～午前10時30分

会場 高浜市議場

1. 出席者

2番 神谷 利盛、 4番 浅岡 保夫、 6番 黒川 美克、
11番 神谷 直子、 12番 内藤とし子、 14番 鈴木 勝彦、
16番 小野田由紀子
オブザーバー 副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 杉浦 康憲、 7番 柴田 耕一、 8番 幸前 信雄、
9番 杉浦 辰夫、 13番 北川 広人、 15番 小嶋 克文

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、人事GL、総合政策GL、ICT推進GL、
福祉部長、地域福祉GL、地域福祉G主幹、健康推進GL、
介護保険・障がいGL、福祉まるごと相談GL、
こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営GL、学校経営G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第49号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (2) 議案第50号 高浜市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正について
- (3) 議案第51号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (4) 議案第53号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
- (5) 陳情第5号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情
- (6) 陳情第6号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る6月15日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり一般議案3件、補正予算1件、陳情2件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小野田由紀子委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあればお願いします。

説（企画部） 特別ございません。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複をできるだけ避けていただきますようお願いいたします。

《質 疑》

- (1) 議案第49号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問 (12) この議案の第18条に「政令で定める者」の次にというところで「施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。」を加えるとなっておりますが、そうするとこれまでは、この課程というのは修了していない者も入っていたということになるんですが、その点でちょっとお示してください。

答（介護保険・障がい） こちらの「介護職員初任者研修課程を修了した者に限る」という文言でございますが、以前もこの定期巡回対応型、

若しくは夜間対応型のサービスを利用するには、この介護職員初任者研修課程を修了した者が従事しておりました。

ですが、総括質疑でもお答えさせていただきましたが、生活援助従事者という新たな制度が新設されまして、今までの研修よりも半分ぐらいの研修時間で済む、こういった従事者の制度ができました。定期巡回対応型、夜間対応型は身体介護が中心ですので、生活援助従事者の資格ではなくて、その初任者研修課程を修了した者が従事するというような改正の内容でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第49号の質疑を打ち切ります。

- (2) 議案第50号 高浜市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、議案第50号の質疑を打ち切ります。

- (3) 議案第51号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(4) 51号ですけれども、今回の改正の背景と、主な改正内容につ

いてお聞きしたいと思います。

答（こども育成） 今回の改正の概要でございますけれども、今回の改正は、平成30年3月30日付けで国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が改正をされ、4月1日より施行をされました。この改正を受けまして、市の基準条例を国の改正に合わせて、同様の改正を行うものでございます。

改正点は2点で、まず1点目でございますが、放課後児童支援員の資格要件の拡大について、でございます。こちらは平成29年度の地方からの提案等を踏まえ、放課後児童支援員の基礎資格等について一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとされたことを受けまして、新たに、第10条第3項に第10号といたしまして「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」を追加しております。

次に2点目でございますが、同条同項第4号の規定の明確化でございます。学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところ、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な免許状を取得した者を対象とするため、第4号を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改正するものでございます。

問（4） では、今回の改正について、本市にはどのような影響があるのかを教えてください。

答（こども育成） 今回の本市への影響でございますけれども、まず第4号の規定については、影響を受ける方は現在いらっしゃいません。

続いて、第10号の規定についてでございますが、こちらにつきましては、シルバー人材センターの会員の方の中に、これまで補助員の資格で活動をされていらっしゃいました13名の方がいらっしゃいますが、本改正によりまして、この方々が支援員となる基礎資格を得ることになります。放課後児童支援員の資格要件につきましては、条例第10条第3項において、各号のいずれかに該当する者であって、都道府県が行う研修を終了したものでなければならないとしております。従いまして今後、県

の実施する研修を受講されることで支援員として、子どもたちの支援にあたっていただけるようになるものでございます。

なお、現在、経過措置によりまして平成32年3月31日までの間については、この研修を終了することを予定している者について、支援員としてみなすことができることとしておりますことから、研修受講前においても、みなしの支援員として活動ができることとなっております。

県の実施する支援員研修につきましては、例年9月以降に実施をされておりますので、今後、対象となる方の経験や年齢、勤務実績などを総合的に判断いたしまして、適切な人材について、県の研修への参加を促してまいりたいと考えております。以上です。

意（4） わかりました。思いがあって、まだ能力のある方が活躍できる場があるということはいいことだと思いますし、高浜の将来のためになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第51号の質疑を打ち切ります。

（4）議案第53号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第1回）

委員長 質疑を行います。

問（14） 10款、教育費のところ、どこかでお聞きしたかもしれませんが、道徳教育支援等謝礼というところですが、その事業内容をお聞かせください。

答（学校経営 主幹） この件につきましては、愛知県教育委員会のほうから委託を受けております。道徳教育の抜本的改善、充実に係る支援事業というものであります。この度、特別の教科道徳ということで、小学校は本格実施、中学校は移行期間を迎えているわけですが、新学習指

導要領を踏まえて、考えて議論する道徳へと、質的に変換を図るということが国から示されております。それらのために、カリキュラムマネジメントをいかした効果的かつ多様な指導方法と教科の工夫、改善を研究するために執り行うものであります。本市におきましては、南中学校で今年度、実施させていただきます。以上です。

問（14） これも一般質問の中で御答弁があったかもしれませんが、5段階評価をしないということだと思えますけれども、どういう評価をするのか、ちょっと予算とは関係ありませんけれども、教えていただければありがたいと思えます。

答（学校経営 主幹） 道徳教育と申しますのは、もちろん道徳の年間35時間の中での授業実践における心情の変化、考えの変化等も評価されるべきですが、学校教育全般に応じて行われるものでありますので、日常生活、学校生活の中での子供の言動、活動、そのほか心情の変化等、総合的に勘案しまして記述の方式で、子供の成長というものを保護者に伝えてまいりたいと思っております。以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第53号の質疑を打ち切ります。

（5）陳情第5号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（4） この陳情第5号に対しまして、市政クラブとして反対の立場で申し上げます。3番目に、憲法で定められた国の責任を放棄して、地方自治体に国の役割を丸投げする道州制を導入しないこととありますが、道州制は中央集権的な日本の統治機構を大きく変えて、地域の潜在力を

発揮するための新しい国の形を構築するものであり、決して国の責任を放棄して、地方に丸投げするものではないとの考えをしております。

また、道州制の議論は国のほうで議論があるものの、まだ、その枠組み自体も不透明な状況であります。国が目指す道州制の形が示された段階で議論することが賢明であると考えますので、この陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意（16） 少子高齢化、人口減少社会、また、国や地方の財政が大変厳しい中、今までどおりの人件費を維持するのは、大変難しいことだと思います。それと、民間のノウハウを最大限生かしながら行政サービスが低下しないよう努力しているというのが現状だと思います。今後、さらに人員体制の強化をするのは難しいと考えますので、この陳情には反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（6） 私もこの陳情には、反対の立場で意見を述べさせていただきます。こここのところで、国家公務員の定員削減計画は中止せよだとか、それから、行政サービスの出先機関で必要不可欠であることから、いわゆる出先機関を縮小しないでくださいということが書いてありますけれども、私は、これからの行政の中では、こういったことも当然やっていく必要があると思いますので、この陳情には反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（12） この陳情には、賛成をいたします。理由というのは、1967年ですが、約90万人いた国家公務員が30万人以下に減ってしまっていて、愛知県内では、ハローワークや法務局や国立病院、測候所の廃止、縮小、委譲、次々と実施されて、自治体にとっても大きな問題になっているということ。

その上に政府は、総人件費抑制を前提とした方針に基づいて毎年2%以上、5年間で10%以上の定員削減をすすめている。そのために現場では正規職員がふやせなくて、かわりに非常勤職員が採用されると。その非常勤職員が7万人にもものぼって、この非常勤職員というのは、3年で

一律公募にかけられるか雇い止めされるというような不安定な雇用になっていて、処遇も劣悪なことから官製ワーキングプアをつくっているということを批判されています。

国が果たすべき業務の地方自治体への移管がすすめられていますが、財源をともなわない権限委譲で、地方自治体にとって重い負担となっていますから、その上に国の役割を地方自治体に丸投げをする道州制まで検討をしている。

今、道州制の枠組みは不透明だと言われてきましたが、そういう検討をしていることは確かですし、都道府県をその道州制の枠組みに持つていくということは、非常に今の体制が住民にとって遠くなってしまふ。県の役割がその道州制のところまで6つぐらいに分けるということですから遠くなってしまひますし、住民の暮らしと命を守るために、国の出先機関の予算や人員体制を強化するなど、行財政関係手法の拡充、求められている時期にこの陳情が出てきたということは、賛成いたします、私は。以上です。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第5号についての意見を終了いたします。

(6) 陳情第6号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(11) この陳情第6号に対しまして、市政クラブとして反対の立場で申し上げます。こちら、国の安全保障は云々とありますが、「沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重してください。辺野古新基

地建設を中止してください。」の陳情ですが、日本の安全保障云々とありますが、こちら、日本の安全保障については、国権の最高機関であります国会で議論され、対処される問題と考えております。国に対しては要望いたしませんので、この陳情には反対をいたします。

委員長 ほかに。

意（16） 辺野古米軍基地の問題というのは、国と県の政治的な対立が続いてきました。沖縄に米軍基地が集中し過ぎているなということは実感しております。

しかしながら、これは普天間基地の移設が持ち上ったのが、そもそも沖縄米兵少女暴行事件に代表される米軍兵士の問題行動や、事故、騒音問題のためでございます。約1万2,000世帯が近接しております普天間飛行場の危険性を一刻も早く除去しなければならないからでございます。既にある米軍キャンプシュワブの中に拡張するので、新たな基地ができるわけではありません。

また、普天間飛行場が返還されれば、基地が1つなくなるわけでございます。騒音も決定的に少なくなり、移転先では、防音工事が必要な住居は、ほぼ、ほとんどありません。オスプレイを含む航空機の飛行ルートも、基本的に海上を通るので危険性が減ります。負担軽減の面でも、辺野古が最も適していると言われております。

また、辺野古の埋立てを行うことで、サンゴ礁の自然破壊問題も上がっておりますけれども、沖縄県の調査ではサンゴ礁の破壊は確認されなかったということでございます。

名護市長選の結果からも、名護市の民意が変化してきているということもわかっております。このようなことから、この陳情には反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（6） 私は、この陳情第6号に対して、反対の立場で意見を述べさせていただきます。住民自治を堅持することと書いてありますけれども、結果、この米軍基地につきましては、そこで働いてみえる人もおみえになりますし、そういった形でこれから、どんどんどんどん減っていくわ

けですので、そうしたときに、どんどん負担を軽減するというのは大切な話だと思いますけれども、私は、それは、そのところで生活してみえる人たちがやっぱり、もっといろいろなことを言っておみえになりますので、そういったことを真摯に受け止めていけばいいと思っておりますので、この陳情には反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（12） この陳情第6号、沖縄の新基地を中止してほしいということなのですが、今、日本国土の面積の0.6%の小さな沖縄に、在日米軍の専用施設の70.6%が集中しています。基地あるが故の事件や事故、それから米軍のオスプレイやヘリコプターの墜落など、ここ数年多発しています。小学校の運動場や保育園の園庭のすぐ上を、すぐ上というか真上を飛行機が飛んでいる状況があって、先日は保育園に部品が落下して、保育園の上を飛ばないように署名を提出したところでもあります。アメリカ本土では、住宅密集地はオスプレイなど飛んではいけないことになっているんですが、日本上空は我が物顔です。

本来、国の安全保障は、地域や自治体の協力なしには成り立たないと思うんですが、沖縄では、これまでに行われた各種の市長選挙において、繰り返し示された米軍基地撤去への民意は揺るぎないものがあります。先日行われた名護市ですか、市長選挙は基地問題について賛成派は争点化を避けたんですね。

それに日米両政府は、日本の天然記念物であるし、国際的な絶滅危惧種であるジュゴンやアオサンゴ、260種以上の絶滅危惧種を含む5,300種以上の海洋生物が生息する生物多様性に富んだ辺野古・大浦湾の埋め立てと一緒に特別天然記念物のノグチゲラやヤンバルクイナを始め、貴重な固有種が息づく高江の森の環境を破壊して、アメリカの海兵隊が使用する新基地を建設しようとしています。

高江の森では、今も住民の人が反対活動をしながらか、ここだけではありませんが生活しています。こんな地元が反対している基地建設は、中止すべきだと思います。それから、普天間基地がなくなるようなお話がありましたがか、決してなくなりません。基地がふえるだけです。ですか

ら、この陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第6号についての意見を終了いたします。

以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採決》

- (1) 議案第49号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第50号 高浜市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第51号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第53号 平成30年度高浜市一般会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

(5) 陳情第5号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

(6) 陳情第6号 沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 次に、閉会中の継続調査申出事件についてお諮りいたします。

一つ、官民連携による健康なまちづくりの取り組みについて。一つ、多世代多文化共生型のまちづくりの取り組みについて。一つ、高齢者福祉について。以上、3件を閉会中の継続調査申出事件として決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いた

します。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願
ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時30分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長